

工事の入札・契約等について

平成31年4月

国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau



平成31年度 工事の入札・契約

.....

1

平成31年度 土木工事積算基準改定概要

.....

13

1. i-Constructionの貫徹

.....

17

2. 働き方改革に取り組める環境整備

.....

24

3. 品確法を踏まえた積算基準の改定

.....

27

平成31年度 土木工事共通仕様書の改定について

.....

39

平成31年度 工事の入札・契約



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成31年度の入札・契約見直し方針



災害対応における施工体制の確保を図る観点から見直しを行う。

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
1	地方自治体発注工事の工事実績評価	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事、維持修繕工事、造園工事、塗装工事においては、中国地方整備局の実績がない場合、自治体発注工事の工事実績評定点を評価。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象工種を電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事に拡大。
2	地域防災担い手確保型	—	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の災害時の貢献を高く評価する「地域防災担い手確保型」を試行。
3	チャレンジ型	<ul style="list-style-type: none"> 工事難易度Ⅱ以下で5千万円程度の工事を対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事難易度Ⅱ以下で1億円程度までの工事に拡大。
4	余裕期間制度	<ul style="list-style-type: none"> 余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 余裕期間は、工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲に緩和。
5	配置予定技術者の同種工事の実績の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者に求める同種工事の要件は工事内容で設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加資格においては当該工事の主要工種を幅広く設定。総合評価においては、競争参加資格で設定した主要工種のうち、主たる工種の実績がある場合に優位に評価。
6	地域要件の緩和 (広島県内事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加資格の地域要件は、本支店営業所の所在地を地方生活圏内で設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事のC等級及び維持修繕工事の発注における地域要件は「県内」で設定とする。
7	等級区分の緩和 (広島県内事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事において、予定価格が2億円以上3億円未満の技術的難易度Ⅲ以上の工事について「C+B」等級での発注が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事において、予定価格が2億円以上3億円未満の技術的難易度Ⅱ以下の工事においても「C+B」等級での発注を可能とする。

長期保証制度の結果において評価を行う。

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
8	トンネル覆工コンクリートの長期保証に 対するインセンティブ	—	<ul style="list-style-type: none"> 長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った受注者に対し、段階選抜方式の一次審査において評価。

その他

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
9	等級区分	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部工事の等級区分は、A等級（予定価格5千万円以上）、B等級（予定価格5千万円未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部工事の等級区分は設けない。
10	特別重点調査の実施対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 【判定基準】 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 75% 現場管理費 70% 共通仮設費 70% 一般管理費等 30% 	<ul style="list-style-type: none"> 【判定基準】 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 90% 現場管理費 80% 共通仮設費 80% 一般管理費等 30%
11	低入札価格調査基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10 【計算式】 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 × 0.97 現場管理費 × 0.90 共通仮設費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を、予定価格の7.5/10~9.2/10へ引き上げ。
12	中国ICTチャレンジ	Ver1 ・中国地方整備局発注工事を対象にICT工未経験企業であること(一般土木工事C) ・1億円程度のICT工活用工事 ・工事難易度Ⅲ以下	Ver2(改定) ・中国地方整備局発注工事を対象にICT工の経験が浅い企業または技術者であること(一般土木工事C) ・1万円未満かつ1億円程度の土木工、法面工事、歩道設置工事等 ・工事難易度Ⅲ以下



【企業・技術者評価】地方自治体発注工事の実績評価【見直し】

平成24年度から

《地方自治体発注工事の工事実績評価》

◆背景

- 総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。(公平な競争環境とは言い難い。)
- また、地方自治体発注工事でも同種工事でも良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要があった。
- H24.4～地方自治体発注工事の工事実績(一般土木及び維持修繕)について評価対象としている。
- H29年度から、対象工種を拡大(造園工事及び塗装工事を追加)する。
- ・**さらなる受注機会拡大の観点から、対象工種を拡大(電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備)する。**

評価方法

- 対象工事：3億円未満の施工能力評価型(一般土木、維持修繕、造園、塗装、電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備)を対象
- 評価方法：企業の成績 → 一般土木工事および維持修繕工事、造園工事、塗装工事、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事の2年間のそれぞれの

工種の平均を直轄と同様に評価

(ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。)

※過去2年間に地方自治体の実績が無い場合は、過去4年間に溯り、直近年度の平均点を評価。

技術者の成績 → 同種工事の4年間の工事成績を直轄と同様に評価

(ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。)

留意点①：評価は、工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。

留意点②：過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。

留意点③：各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある。このため、中国地整と同レベルに補正する必要。よって、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。

* 中国地方各県の係数：岡山県発注工事でH27.12.31以前に完成した工事 → 1.1倍、その他 → 1.0倍 3



【多様な発注方式】地域防災担い手確保型【H31・H32限定】

《災害時対応の担い手確保に着眼した新たな発注方式》

◆背景

- ・平成30年の7月豪雨災害では、特に広島県内で甚大な被災を受け、中国地方整備局では、随時、災害復旧事業を執行している。
- ・しかしながら、例年を大きく上回る入札不調・不落が発生しており、災害復旧事業だけでなく、通常事業の遅延も懸念される。
- ・中国地方整備局では、「中国地方整備局が実施する入札不調等に対する当面の対策」を発出し、入札不調・不落の抑制に取り組んでいるところである。
- ・「国土強靱化計画」(H30～32年度)に基づく緊急対策、災害時の担い手確保の観点から、**地元企業の災害時の貢献を高く評価する「地域防災担い手確保型」を試行する。**

評価方法

【対象工事】 1億円程度以下かつ工事難易度Ⅱ以下(一般土木工事、維持修繕工事)

【評価方法】 災害時の活動実績、災害復旧への対応性などを評価

【評価の考え方】

- ① 応急復旧の活動実績、災害協定締結
⇒ 地域住民や中国地整の事業執行への貢献を優位に評価する
- ② 災害時において事業継続が可能性を評価
⇒ 災害時に建設企業としての活動できる状態を優位に評価する
- ③ 災害時の応急復旧に対応可能性を評価
⇒ 災害時の施工場所の近隣地域の精通度を優位に評価する
- ④ 災害復旧工事の施工場所の精通度を評価
⇒ 災害時に施工場所の近隣地域での施工実績を優位に評価する

評価項目	評価	地域防災担い手確保型	備考
企業 の 能力 等	災害対応協定等に基づく活動実績	6	6: 市内(施工場所)での災害活動実績あり 4: 活動実績あり 2: 災害中協定締結あり 0: いずれもなし
	事業継続計画(BCP)の認定	1	1: 認定あり 0: 認定なし
	地域内における本店の有無	1	1: 地域内に本店あり 0: 地域内に本店なし
	企業の近隣地域での施工実績の有無	2	2: 市内(施工場所)での施工実績あり 1: 地域内での施工実績あり 0: 地域内での施工実績なし
施工能力等	【地域精通度等 計】	10	
	【企業の能力等 計】	10	
施工計画		求めない	
施工体制評価点		30	
合計		40	

※原則、施工場所の市町村を設定



施工実績、工事成績評定のウエイトが大きく、受注意欲はあるが施工実績が少ない企業は受注することが難しい。実績の少ない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評定等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事を平成27年度より試行している。

平成28年度よりさらなる受注機会の確保の観点から、対象工事の拡大を行っている。
平成30年度から新規参入企業の参加を促すため、企業及び技術者の同種工事の実績の評価において、より同種性・同種性の要件を緩和する。また、評価項目は原則「3. 配点の考え方(例)」のとおりとする。
平成30年7月豪雨災害に伴う入札不調等対策として、対象工事を**5千万円程度までから1億円程度までに拡大**。

1. 対象工事

工事難易度II以下で1億円程度までの工事

2. 評価項目の考え方(例)

- 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
- 地域に密着した評価項目を設定。
- 配置技術者評価の緩和を行う。

3. 配点の考え方(例)

評価	価値	項目	目	チャレンジ型	備考	
企業の施工実績	同種工事の実績	当該工事種別の2年間の平均成績		1	より同種性あり1点 同種性があり0点	
				1	75点以上1点 75点未満0点	
	企業の能力等	【企業の施工実績 計】		2		
		地域精進度	災害対応協定等に基づく活動実績	1		
			地域内における本店の有無	1		
施工能力等	地域精進度	企業の近隣地域での施工実績の有無		1		
			【地域精進度等 計】		3	
			【企業の能力等 計】		5	
	技術者の能力等	同種工事の実績	同種工事の工事成績		2	より同種性あり2点、同種性あり1点、(配置技術者の緩和有り)
					1	75点以上1点 75点未満0点
				1		
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	1			
		【技術者の能力等 計】		5		
		【施工能力等 計】		10		
施工計画					求めない	
施工体制評価点					30	
合計					40	

※より同種性、同種性の設定の参考例

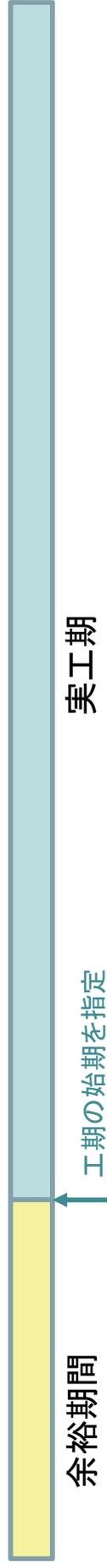
例) 同種性・・・○○工又は△△工又は□□工の実績 (競争参加資格要件との整合に留意) 5
より同種性・・・○○工の実績

余裕期間制度の積極的活用【H31～拡大】

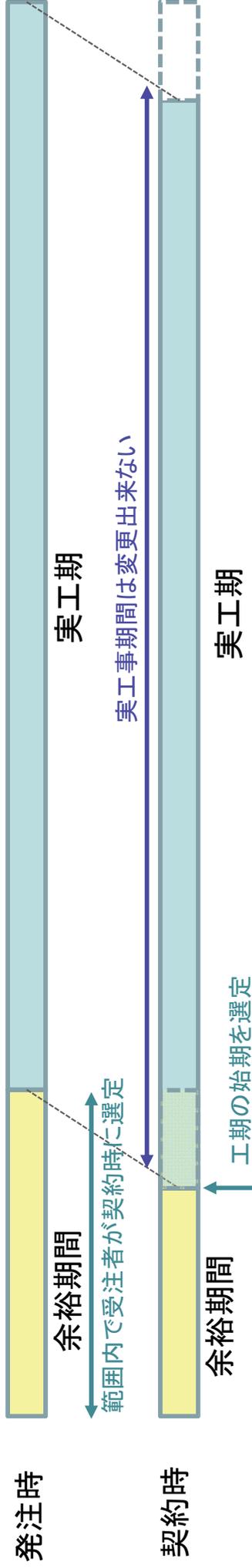
◆ 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行のため、余裕期間制度を活用。

◆ 受注者の自由度の拡大を目的に、余裕期間の長さを『工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲』から『**工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲**』に緩和

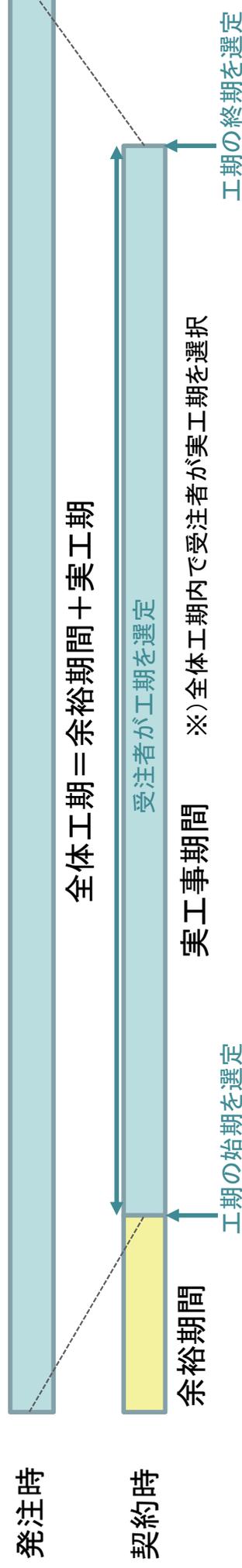
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: **工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲**
2. 技術者の配置: (1) 余裕期間: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間 (資機材の準備は可、現場搬入不可)
(2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

➤ 配置予定技術者における競争参加資格の実績要件及び総合評価の実績評価を緩和。

➤ 施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型で適用

《 現行 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「同種工事の施工実績」とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合

掘削又は切土の施工実績を有すること。

例2) 道路改良工事(盛土工事)の場合

盛土の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・配置予定技術者の同種工事の実績については、当該工事と同等規模を基準に「より高い同種性」が認められる工事、「高い同種性」が認められる工事、「同種性が認められる工事」の3段階で評価を行うことを原則とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合

より高い同種性・・・掘削の土量が10,000m³以上

高い同種性・・・掘削の土量が5,000m³以上

10,000m³未満

同種性・・・掘削の土量が5,000m³未満

《 緩和 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「同種工事の施工実績」を当該工事の主要工種で幅広く設定する。(複数の工種を設定)

例1) 道路改良工事の場合

道路土工又は防護柵工又は排水構造物工の施工実績を有すること。

例2) 法面工事の場合

法面工又は道路土工又は擁壁工の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・競争参加資格要件で設定した工種のうち、主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価し、2段階で評価する。(チャレンジ型と同様)

例1) 道路改良工事の場合

より同種性・・・道路土工の施工実績

同種性・・・防護柵工又は排水構造物工の施工実績

➤ 広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

《地域設定の標準的な考え方》

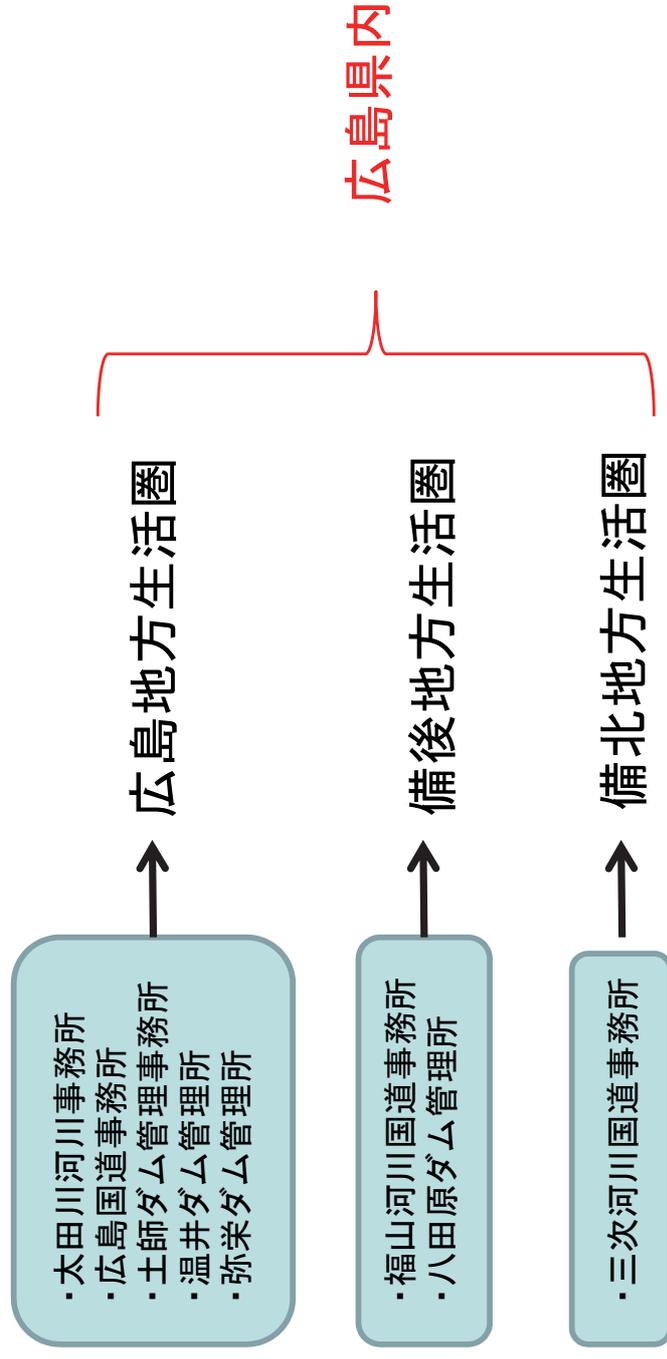
- ・本支店営業所の所在地(参加資格要件)

一般土木工事Cランク及び維持修繕工事

広島県内事務所

＜現在の設定＞

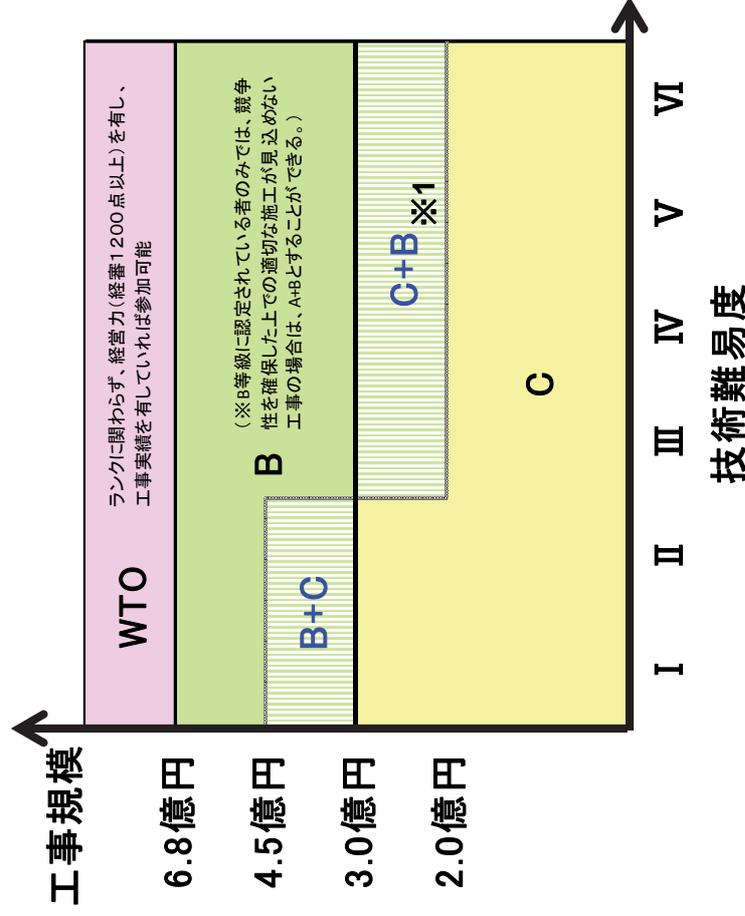
＜緩和策＞



発注等級区分の特例緩和【H31限定】

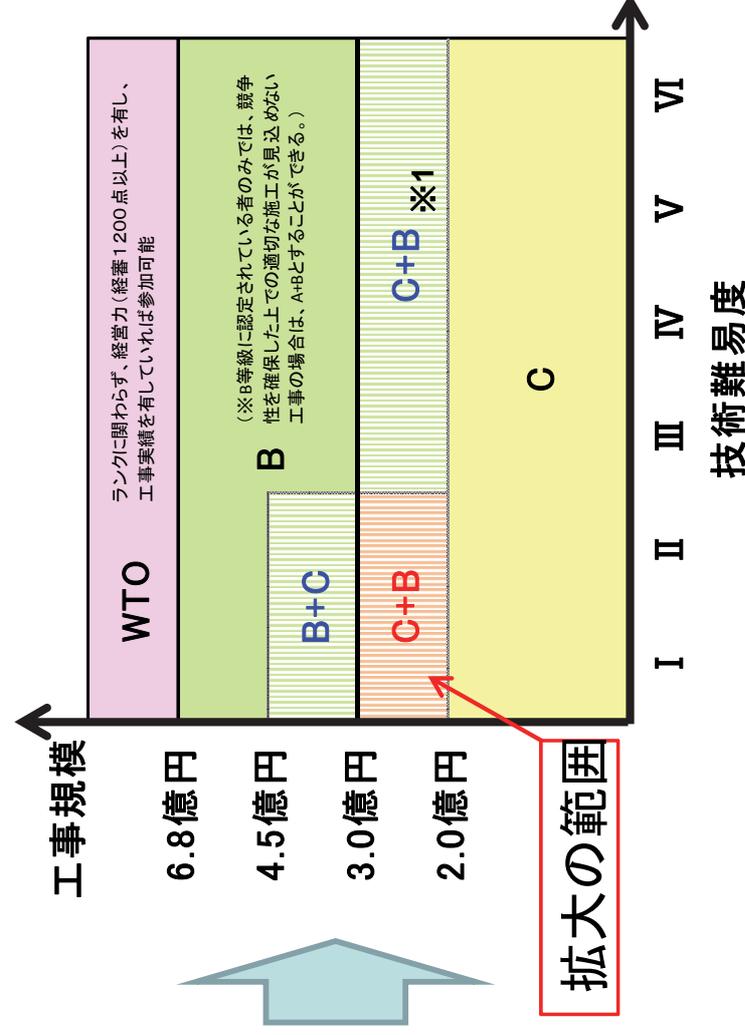
- ▶ 広島県内の一般土木工事における競争参加資格要件の等級区分の特例緩和。
- ▶ 予定価格が2億円以上3億円未満の難易度Ⅱ以下についても、C+Bに拡大。

《 現行 》



※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合は
C等級のみとできるものとする

《 緩和 》



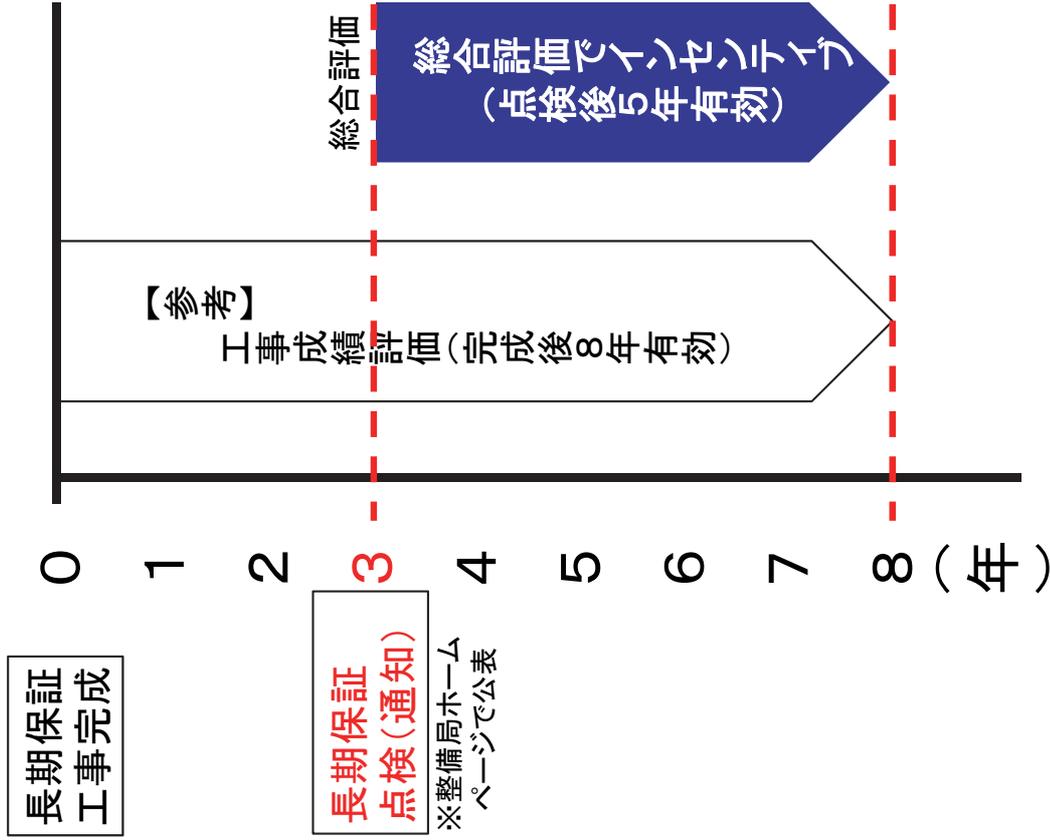
※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合は
C等級のみとできるものとする



◆背景

- トンネルの覆工コンクリートにおいて雑な施工を排除し長期的な品質確保を図るため、平成26年度から長期保証を付して発注。
- 長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業に対し、段階選抜方式における一次審査において評価する。

《インセンティブの期間》



《インセンティブの内容》

＜一次審査＞ ※上位15者を選抜

現行評価

企業の評価	同種工事の実績	8点
	WLB等推進企業の評価	1点
配置予定技術者の評価	同種工事の実績	9点
	1提案	12点
技術提案	合計	30点

※上位15者を選抜

トンネル長期保証評価

企業の評価	同種工事の実績	6点
	長期保証の結果	2点
配置予定技術者の評価	WLB等推進企業の評価	1点
	同種工事の実績	9点
技術提案	1提案	12点
合計		30点

※上位15者を選抜

＜二次審査＞

現行評価

技術提案	5提案	60点
------	-----	-----

※一次審査の1提案を含む5提案

トンネル長期保証評価

技術提案	5提案	60点
------	-----	-----

※一次審査の1提案を含む5提案

落札者の決定

落札者の決定

➤ 鋼橋上部工事については、A等級（予定価格5千万円以上）での発注がほとんどであることから等級区分を設けないこととする。

(予定価格) ▲

H30中国運用	H31中国運用	負担行為 担当官	01一般土木	02アスファルト	03鋼橋上部	04造園	07電気設備	その他 ※ランク無し
<p>一般競争入札(政府調達協定対象)</p> <p>6.8億円</p> <p>6.8億円</p> <p>一般競争入札</p> <p>政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加</p>	<p>6.8億円</p> <p>6.8億円</p> <p>一般競争入札</p> <p>原則、全て一般競争入札</p>	<p>本官 (局長)</p> <p>3億円</p>	<p>05建築</p> <p>Aランク</p> <p>7.2億円</p> <p>Bランク</p> <p>3億円</p> <p>Cランク</p>	<p>02アスファルト</p> <p>Aランク</p> <p>1.2億円</p> <p>Bランク</p>	<p>ランク無し</p>		<p>08暖冷房衛生設備</p> <p>Aランク</p> <p>2億円</p> <p>Bランク</p> <p>0.5億円</p> <p>Cランク</p>	<p>06木造建築</p> <p>09Co舗装</p> <p>10PC</p> <p>11法面処理</p> <p>12塗装</p> <p>13維持修繕</p> <p>14しゅんせつ</p> <p>15グラウト</p> <p>16杭打ち</p> <p>17さく井</p> <p>18ﾌﾟﾚﾊﾞﾌﾞ建築</p> <p>19機械設備</p> <p>20通信設備</p> <p>21受変電設備</p>

(港湾空港関係を除く工事)

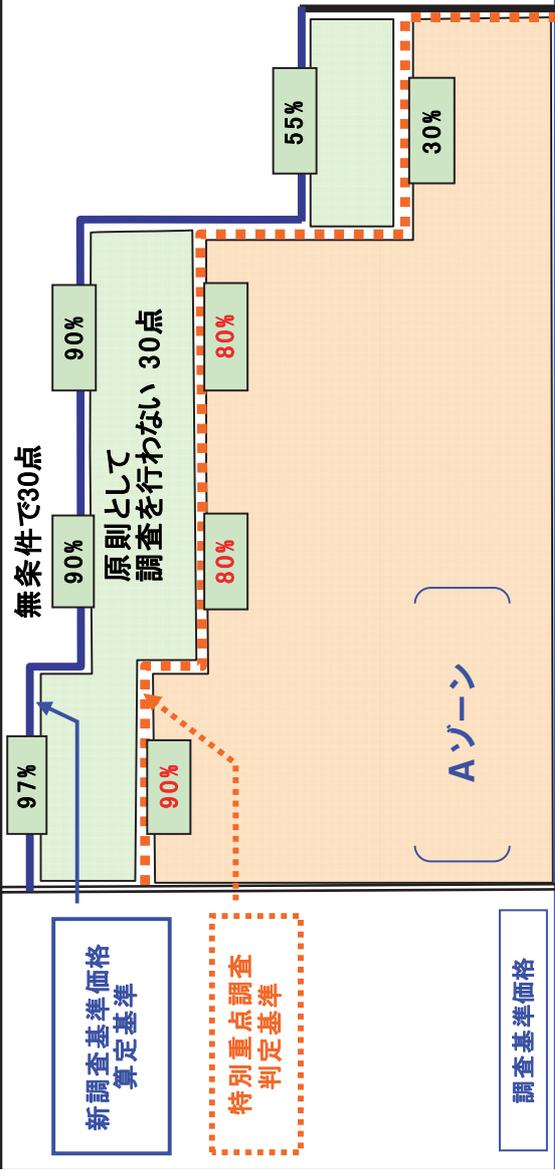
【施工体制確認型】施工体制評価点の付与

施工体制評価項目

「品質確保の実効性」 15点／5点／0点の3段階評価

「施工体制確保の確実性」 15点／5点／0点の3段階評価

平成29年度～ 調査基準価格	直接工事費97%	共通仮設費90%	現場管理費90%	一般管理費55%
平成31年度～ 特別重点調査判定基準	直接工事費90%	共通仮設費80%	現場管理費80%	一般管理費30%



[調査基準価格以上]

- ・無条件で30点を付与

[特別重点調査判定基準以上 調査基準価格算定基準未滿]

- ・原則、調査は不要。
- ・30点を付与

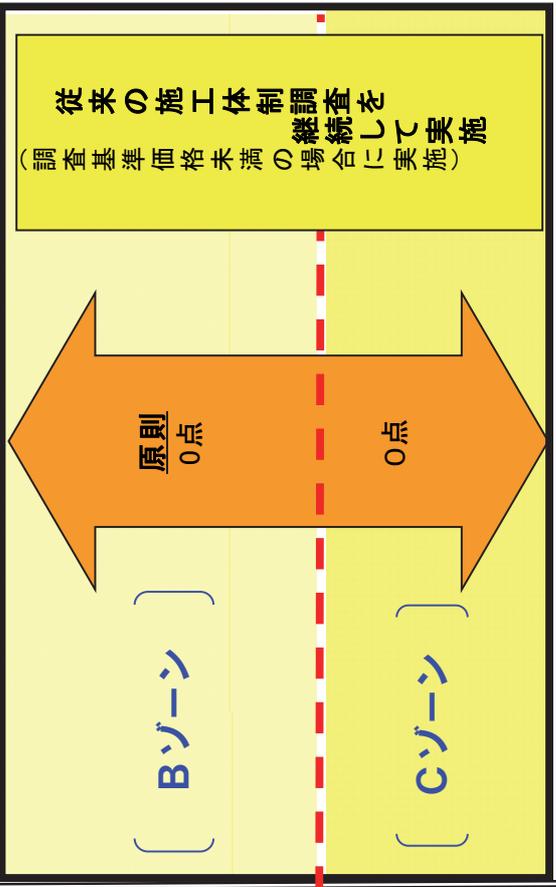
[Aゾーン]

- ・特別重点調査判定基準を1項目以上、下回る場合は、必要に応じて内訳書等の提出を求め、確認する。
- ・30点を付与

※ただし、工事費内訳書と入札書に乖離がある場合等、疑義がある場合は、ヒアリングにより、必要に応じ「厳格な調査」を実施。

[B・Cゾーン]

- ・厳格な調査を実施
- ・提出資料
下請予定業者一覧表
配置予定技術者名簿
資材購入予定一覧
品質確保体制(品質管理のための人員体制)
安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
全13種類の資料を2日間で提出
- ・ヒヤリングの実施



特別重点調査
相当価格

【施工体制確認型】低入札価格調査基準

低入札価格調査基準(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準について

○H31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の予定価格に対する範囲を7.5/10～9.2/10の範囲へ引き上げ。

H21.4～H23.3

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.70 ・一般管理費等 × 0.30 上記の合計額 × 1.05

H23.4～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.80 ・一般管理費等 × 0.30 上記の合計額 × 1.05

H25.5.16～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.80 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

H28.4.1～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

H29.4.1～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

H31.4.1～

【範囲】	予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

- H30年度に「中国ICTチャレンジ」を制定。活用した工事は1件のみ(山口)
- 小規模工事は、現ICT活用工事の取組内容(実施要領)では経費の面で乖離が大きいとの見が多い
- ICT建機を使わずとも、「3次元設計データの活用」で現場の省力化が図られる作業もあり、今後の自治体展開を念頭に、より取り組みやすい「中国 Light ICT」を試行的に導入し、ICT未経験企業を対象に、ICTのメリットを体験・発信し、**中国管内のICT活用工事の更なる拡大を目的**とした試行工事を行う。

1. 試行工事の概要

①競争参加者資格の要件

- 中国地方整備局発注工事を対象に、ICT土工の経験が浅い企業または技術者であること。
- ICT活用工事 発注者指定型または受注者希望型

②対象工事

- 1万m³未満かつ1億円程度の土工工事、法面工事、歩道設置工事等。
- 工事難易度Ⅲ以下

③実施内容

- ICT活用工事の建設プロセスについて、「中国 Light ICT」により実施するとともに、**未経験企業は別途選定されたサポーターによる技術的支援**を受けながらICT活用工事を実施する試行工事である。
- 3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建機による施工、3次元出来形管理、3次元納品に係る施工計画作成支援、実施方法の技術的支援の内、**受注者が希望する事項を支援**。
- ※「サポーター」は、別途整備局において公募・選定した者が行う。

④総合評価方法

- 施工能力評価型の評価内容と同じ。
- ・ 企業評価：同種工事の実績・成績・表彰・地域精通度・地域貢献度。
- ・ 配置予定技術者評価：同種工事の実績・同種工事の成績・継続教育など。

平成31年度 土木工事積算基準改定概要

(4月1日適用)



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

1. i-Constructionの貫徹

- (1) ICT施工の更なる普及（小規模施工の区分の新設）
土工（掘削）において、現行の施工土量5万m³、1万m³による区分に加え、小規模（5,000m³未満）の区分を新たに設定する。
- (2) 現場管理費の改定
新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、最新の実態を反映し、全工種区分の現場管理費率を改定する。
- (3) ICT積算基準の新設
ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため、積算基準を新設する。
①「ICT法面工（吹付工）」、②「ICT付帯構造物設置工」、③「ICT地盤改良工（浅層、中層混合処理）」の積算基準を新設する。

2. 働き方改革に取り組める環境整備

- (1) 週休2日に取り組む際の必要経費の計上（週休2日の補正係数）
週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続する。
- (2) 週休2日交替制モデル工事（仮称）の試行
建設業の働き方改革を推進する観点から、休日を確保するための新たな取り組みとして、技術者、技能労働者の交替制による週休2日モデル工事を試行する。

3. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(1) 間接工事費の施工地域補正の適用工種拡大
下水道工事の実態を踏まえ、共通仮設費、現場管理費の施工地域区分に大都市補正を適用する。

(2) 熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等
工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を導入する。

(3) 被災地域における間接工事費の補正係数(継続)

東日本大震災被災地(岩手県、宮城県、福島県)及び熊本地震被災地(熊本県)における工事量の増大により資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下に伴う間接工事費の補正等について、施工実態を踏まえ平成31年度も継続する。

(4) 土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。

1) 新規制定【1工種】

① 法面工(仮設用モルタル吹付工)

2) 維持修繕に関する歩掛の改定(適用範囲の拡大)【3工種】

① 構造物補修工(ひび割れ補修工)[充てん工法]、② 構造物補修工(ひび割れ補修工)[低圧注入工法]、

③ 構造物補修工(断面修復工)[左官工法]

3) 日当たり施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【9工種】

① 軟弱地盤処理工(スラリー攪拌工)、② 函渠工(大型プレキャストボックスカルバート工)、

③ 場所打杭工(全回転式オールケーシング工)、④ 場所打杭工(ダウンザホールハンマ工)、⑤ 敷鉄板設置・撤去工、

⑥ 路面切削工(切削オーバーレイ工)、⑦ トンネル工(NATM)[発破工法]、⑧ トンネル工(NATM)[機械掘削工法]、

⑨ 小断面トンネル工(NATM)

(5) 施工パッケージ関係

物価変動に関する標準単価の見直し等により、施工パッケージ歩掛を改定する。

1) 日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【17工種】

- ①土工、②土工(ICT)、③吹付のり面とこわし工、④排水構造物工、⑤コンクリート削孔工、⑥殻運搬、⑦土工(砂防)、⑧路盤工、⑨路盤工(ICT)、⑩アスファルト舗装工、⑪排水性アスファルト舗装工、⑫立入り防止柵工、⑬路側工(据付け)、⑭道路付属物設置工、⑮舗装版破砕工、⑯側溝清掃工(人力清掃工)、⑰沓座拡幅工

(6) 電気通信編

電気通信設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛改定【5工種】

- ①配管・配線工、②配線器具設置工、③通信配線工、④光ケーブル敷設工、⑤トンネル照明設備設置工

(7) 機械設備編

機械設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛等改定【3工種】

- ①点検・整備における一般共通(トンネル換気設備、非常用施設)、②水門設備、③揚排水ポンプ設備の歩掛等を改定する。

1. i-Constructionの貫徹



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

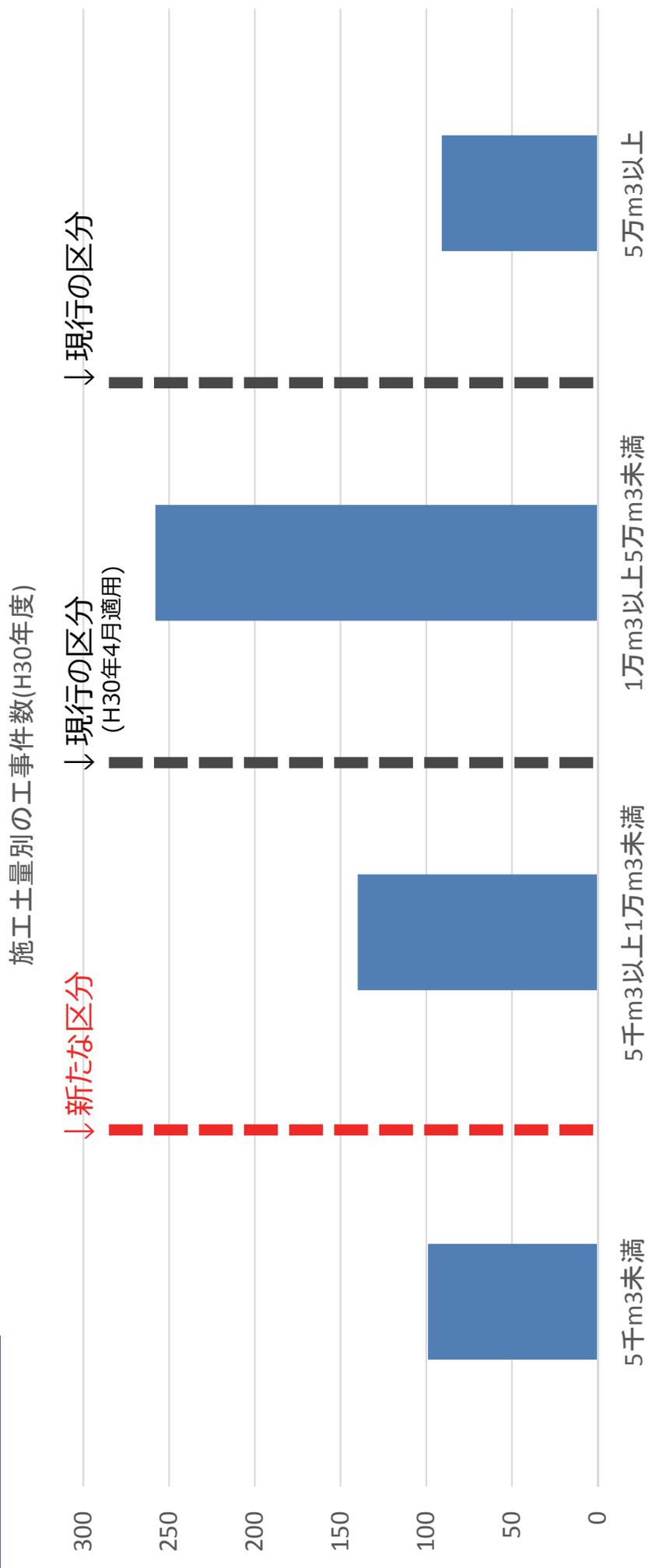
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

(1)ICT施工の更なる普及(小規模施工の区分の新設)

ICT施工の対策

○中小企業がICT施工を実施し易い環境を構築するため、施工土量の区分による施工の効率性等が異なる実情を踏まえ、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設

土工（掘削）の現状



※H30年度発注ICT土工（H30.10月時点）

小規模5千m³未満の区分を新設

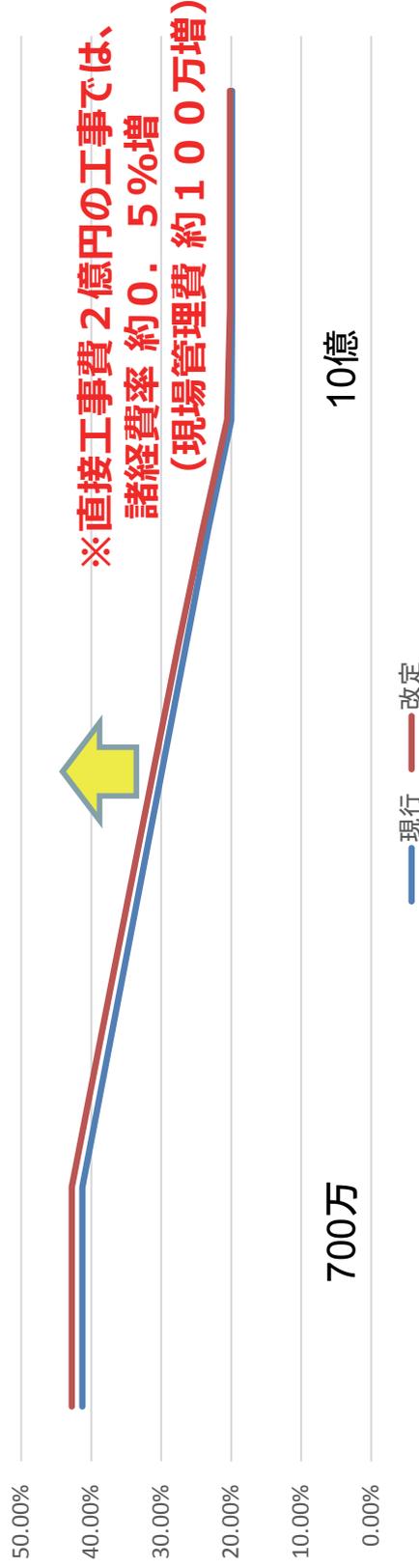
(2)現場管理費の改定

現場管理費の対策

○新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定

間接工事費（諸経費率及び算定式）の改定

■現場管理費率の改定イメージ ※「河川・道路構造物工事」の例



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
41.29%	$420.8 \times Np^{-0.1473}$	19.88%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
42.50%	$457.7 \times Np^{-0.1508}$	20.11%

※直近の改定：H28年度の橋梁保全の追加、河川・道路構造物、鋼橋架設、道路維持の改定

(3) ICT積算基準の新設

① ICT法面工(吹付工)

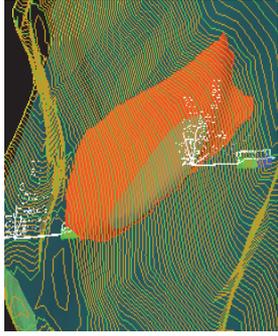
○ ICT活用 土工と合わせて3D設計データを作成し、法面工(吹付工)の施工管理に活用。

① UAV・TLSによる
3次元測量



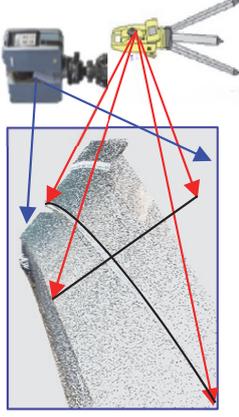
人の立入りが危険な急傾斜も短時間で面的に3次元測量を実施

② 3次元測量データによる設計・施工計画



3次元測量結果から吹付面の照査に基づく変更数量算出

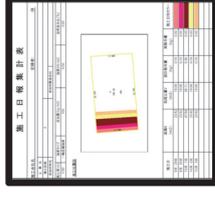
③ 施工、出来高、出来形管理
法面工のうち、吹付けに適用し
今後現場打ち法枠や、プレキャスト法枠等へ適用範囲を拡大



出来形数量確認には点群の他
TS等ノンプリ断面計測も可とする

○ 従来規格値及び測定項目を使用

④ 検査の効率化
TS等を用いた出来形管理
により検査を効率化。



発注者

⑤ 維持管理の初期
値データへ



技術、ソフトウェアの確立
により取得データを点検
等の初期値として利活用

ICTを用いた
現況測量

現況を踏まえた設計

ICTを用いた施工管理

面データによる検査

維持管理

従来施工

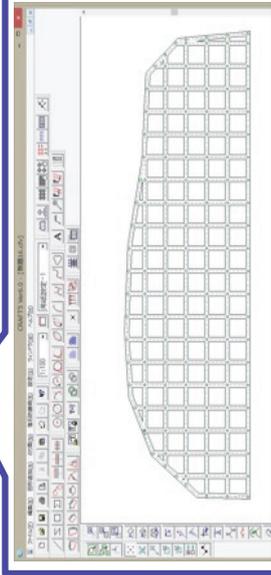
設計・
施工計画

施工

検査



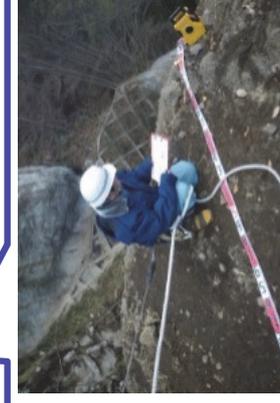
斜面上の測量作業



起工測量(現地形)に基づいて設計
成果を修正、枠割付等、配置見直し



斜面上の出来形計測



高所斜面上の臨場検査

(3)ICT積算基準の新設 ②ICT付帯構造物設置工

○ ICT活用 土工と合わせて3D設計データを作成し、付帯構造物の施工管理の施工管理に活用。



トータルステーション等

丁張り+水系+コンパックス

帳票作成・書面検査

(3)ICT積算基準の新設 ③ICT地盤改良工（浅層、中層混合処理）

○ ICT活用 地盤改良機械の施工履歴データを施工及び施工管理に活用。

ICT土工と同様の起工測量

①ICT活用による設計・施工計画
通常施工と同じ2次元設計データを基に3DMG設計データの作成

②ICTを活用した施工範囲目印設置の省略
ICT活用により、施工範囲等の測量、区割り目印設置を省略

③ICT建機による施工・出来高、出来形計測の効率化
施工履歴データによる出来高、出来形管理
○ ICT地盤改良工「出来形管理基準」従来規格値及び測定項目を使用

④ICTの活用による検査の効率化
帳票自動作成
施工履歴データから帳票自動作成により書類作成を効率化
実測作業省略による検査効率化



中国地方整備局 ICT活用工事 実施状況について

平成27年度の状況

ICT土工活用試行工事(H27年度公告の既契約工事で実施)	14 工事
-------------------------------	--------------

平成28年度の状況

発注方式等		発注者 指定型	施工者 希望I型	施工者 希望II型	合計	実施率	未実施
ICT 土工	実施状況 (実施件数/協議済み件数)	3 / 3	24 / 27	41 / 112	68 / 142	48%	74 / 142

平成29年度の状況

発注方式等		発注者 指定型	施工者 希望I型	施工者 希望II型	合計	実施率	未実施
ICT 土工	実施状況 (実施件数/協議済み件数)	15 / 15	41 / 45	23 / 76	80 / 136	59%	56 / 136
ICT 舗装	実施状況 (実施件数/協議済み件数)	0 / 0	10 / 10	6 / 10	16 / 20	80%	4 / 20

平成30年度の状況(平成31年3月20日現在)

発注方式等		契約済み 件数	協議中	発注者 指定型	施工者 希望I型	施工者 希望II型	合計	実施率	未実施
ICT 土工	公告状況 (公告済件数/発注予定件数)			14 / 14	65 / 66	128 / 128	207 / 208		
	実施状況 (実施件数/協議済み件数)	133	20	5 / 5	28 / 31	18 / 77	51 / 113	45%	62 / 113
ICT 舗装	公告状況 (公告済件数/発注予定件数)			0 / 0	0 / 0	14 / 14	14 / 14		
	実施状況 (実施件数/協議済み件数)	12	1	0 / 0	0 / 0	3 / 11	3 / 11	27%	8 / 11

2. 働き方改革に取り組める 環境整備



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

(1)(2)週休2日に取り組み際の必要経費の計上

(1) 週休2日の補正係数

○週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉鎖の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

(2) 週休2日交替制モデル工事（仮称）の試行

○建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等

発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

【積算方法（補正係数）】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率 (\%)} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

中国地方整備局の「週休2日推進」の取り組み

「週休2日制」については、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的に、平成27年度より一部工事において実施し、平成29年1月以降発注手続きを開始する工事より、原則、全ての工事を対象として試行。
平成29年度より、週休2日を実施する工事を対象に共通仮設費と現場管理費の補正(それぞれ「1.02」、「1.04」を乗じる)を行うとともに、週休2日の内容を改定した。

■ 週休2日の内容(平成29年度以降)

- ・ 工期内において、週休2日相当の現場閉所※1を行うこと。
- ・ 受・発注者間において、工程を共有し、週休2日が確保されるよう工程管理を行うこと。
- ・ 試行実施の中で、週休2日制を導入するにあたっての問題点、課題等を抽出・整理することを目的にアンケート調査等を実施するの
で協力すること。

【発注指定型の場合】

- ・ 受注者の責により、週休2日が実施出来ない場合は、工事成績で評定しない。

【受注者希望型※2の場合】

- ・ 工事途中で週休2日が困難となった場合は、速やかに監督職員へ申し出ること。なお、その場合のペナルティーはない。

※1:1ヶ月単位で4週8休を実現なくとも、工期内で週休2日相当の現場閉所を行っていればよい。

※2:受注者からの協議により「試行工事」を行い、週休2日が確保できた場合で主任監督員が評価する。

■ 中国地方整備局管内での実施状況

■ 週休2日制の試行工事実地概要【H31.2月末現在】

	試行 件数	契約済 件数	試行 割合
H29.1～3月に発注手続きを開始し契約した工事	46件	216件	21%
H29.4以降に発注手続きを開始し H30.3末迄に契約した工事	271件	560件	48%
H30.4.1以降契約した工事	383件	612件	63%

■ 平成29年1月以降発注手続きを開始し、契約した工事【H31.2月末現在】

	H29.1～3発注手続き開始			H29.4以降に発注手続きを開始し H30.3末迄に契約した工事			H30.4.1以降契約		
	試行 件数	契約済 件数	試行 率	試行 件数	契約済 件数	試行 率	試行 件数	契約済 件数	試行 率
一般土木	11	44	25%	95	198	48%	136	229	59%
維持修繕	16	103	16%	78	169	46%	106	197	54%
アス舗装・セメ舗装	8	23	35%	27	63	43%	36	49	73%
電気・機械・通信等	6	13	46%	46	73	63%	56	74	76%
その他(造園・塗装等)	5	33	15%	25	57	44%	49	63	78%
計	46	216	21%	271	560	48%	383	612	63%

3. 品確法を踏まえた 積算基準の改定



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

(1)間接工事費の施工地域補正の適用工種拡大(下水道工事)

下水道工事の対策

○沿道の工事制約条件が多い都市部における実情を踏まえ、下水道工事に新たな地域補正区分を設定

施工地域区分の改定

<共通仮設費>

施工地域区分		適用条件		補正係数	適用優先
工程区分		対象			
大都市(1)	舗装工事	東京都特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合		2.0	1
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
	鋼橋架設工事				
大都市(2)	舗装工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部は、鋼橋架設工事のみを対象とする		1.5	2
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
	下水道工事(1)、(2)				



<現場管理費>

施工地域区分		適用条件		補正係数	適用優先
工程区分		対象			
大都市(1)、(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合		1.2	2
	舗装工事				
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				



【大都市補正の概要】

交通量が多く、また住宅密集地のため安全管理に係る費用や建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難であり、現場から離れた箇所へ日々回送、現場事務所や労働者宿舎等に係る土地・建物の借り上げなど、費用が多大になっていることから、共通仮設費、現場管理費を補正しているもの。

(2)熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

・真夏日：日最高気温が30度以上の日 ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期 ・補正係数：1.2

○対象額700万円を超え10億円以下の場合（補正例）

【条件】 直接工事費2億円の河川・道路構造物工事

①対象額：純工事費216,612,000円（純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額）

②施工地域：なし、③工期：300日のうち、真夏日が50日

【改定前】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値} \\ 53,936,000 &= 216,612,000 \times (24.90\% \times 1.0) + 0\% \end{aligned}$$

【改定後】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値} \\ \text{補正値} &= 50日 \div 300日 \times 1.2 = 0.20 \\ 54,369,000 &= 216,612,000 \times (24.90\% \times 1.0) + 0.20\% \end{aligned}$$

対策費用として、現場管理費 約43万円増

(3)被災地域における間接工事費の補正係数<継続>

背景

○工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により、作業効率の低下が生じており、直接工事費だけでなく、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）についても現場の実支出が増大

東日本大震災に係わる対策

- 実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「**復興係数**」を導入 【平成26年2月～】
 - ・補正対象地域：被災三県（岩手県、宮城県、福島県）
 - ・補正対象工種：被災三県にて施工されるすべての土木工事
 - ・補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる

共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2

熊本地震に係わる対策

- 実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「**復興係数**」を導入 【平成29年2月～、平成29年11月～】
 - ・補正対象地域：熊本県
 - ・補正対象工種：熊本県にて施工されるすべての土木工事
 - ・補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる

共通仮設費：1.4(阿蘇・上益城地域)[※]、1.1(その他県内)
現場管理費：1.1

※阿蘇・上益城地域の更なる割増については、平成29年11月1日以降に契約する工事から適用



平成31年度も現行の補正係数を継続

(4)土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

1) 新規制定【1工種】

①法面工（仮設用モルタル吹付工）

2) 維持修繕に関する歩掛の改定（適用範囲の拡大）【3工種】

①構造物補修工（ひび割れ補修工） [充てん工法]

②構造物補修工（ひび割れ補修工） [低圧注入工法]

③構造物補修工（断面修復工） [左官工法]

3) 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種

【9工種】

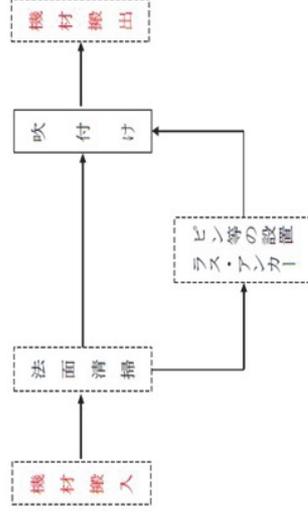
- ①軟弱地盤処理工（スラリー攪拌工）、
- ②函渠工（大型プレキャストボックスカルバート工）、
- ③場所打杭工（全回転式オールケーシング工）、
- ④場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、
- ⑤敷鉄板設置・撤去工、
- ⑥路面切削工（切削オーバーレイ工）、
- ⑦トンネル工（N A T M） [発破工法]、
- ⑧トンネル工（N A T M） [機械掘削工法]、
- ⑨小断面トンネル工（N A T M）

法面工（仮設用モルタル吹付工）【土木工事標準歩掛】

【工法概要】

本工法は、もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために仮モルタルを吹付（吹付厚3cm）する工法

【歩掛適用範囲】



【施工状況】



仮設用モルタル吹付状況

施工後全景

新規制定工種の改定概要

改定のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含んだ単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させるとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行っています。

施工パッケージ関係 【17工種】

1) 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【17工種】

- ①土工、②土工(ICT)、③吹付法面とりこわし工、④排水構造物工、⑤コンクリート削孔工、⑥穀運搬、⑦土工(砂防)、⑧路盤工、⑨路盤工(ICT)、⑩アスファルト舗装工、⑪排水性アスファルト舗装工、⑫立入り防止柵工、⑬路側工(据付け)、⑭道路付属物設置工、⑮舗装版破砕工、⑯側溝清掃工(人力清掃工)、⑰沓座拡幅工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（平成31年3月末公表）。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

(6)電気通信編の改定

改定のポイント

電気通信編は、土木工事標準歩掛のうち電気通信設備に関する標準歩掛かりをとりまとめたもので、実態調査を踏まえ、既存制定工種を改定。

電気通信編の改定【5工種】

1) 歩掛改定【5工種】

- ①配管・配線工、②配線器具設置工、③通信配線工、④光ケーブル敷設工
- 上記4工種について、類似歩掛の集約等の改定を実施

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
屋内管内配線	5mm以下	100m	1.2	
	10mm以下	100m	2.3	
	15mm以下	100m	4.2	
	20mm以下	100m	5.5	
	30mm以下	100m	7.6	
	40mm以下	100m	10.0	
屋外管内配線	50mm以下	100m	16.0	
	60mm以下	100m	28.0	
	5mm以下	100m	1.2	
	10mm以下	100m	2.3	
屋外管内配線	15mm以下	100m	4.2	
	20mm以下	100m	5.5	
	30mm以下	100m	7.6	
	40mm以下	100m	10.0	
	50mm以下	100m	16.0	
	60mm以下	100m	28.0	

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
管内配線	5mm以下	100m	1.20	
	10mm以下	100m	2.30	
	20mm以下	100m	5.50	
	40mm以下	100m	10.00	
	50mm以下	100m	16.00	
	60mm以下	100m	28.00	

⑤トンネル照明設備設置工

トンネル照明設備設置工のLED灯に新型トンネル照明器具(アルミ押出型照明器具)に対応した歩掛を追加

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
LED灯	プレス型	台	0.30	0.55	落下防止含む
	アルミ製	台	0.50	-	//



ステンレスプレス型照明器具(従来)

アルミ押出型照明器具(新型)

(7)機械設備編の改定

改定のポイント

機械設備編(機械設備積算基準)は、2省6機関で構成する「公共工事機械設備技術等各省連絡協議会」において検討を行っている。 「公共工事機械設備共同調査」の結果を踏まえ、既存制定工種の改定を実施。

機械設備編の改定 【3工種】

1)点検・整備における歩掛改定【3工種】

①一般共通

トンネル換気設備、非常用施設の直接経費率の改定を実施

直接経費率	トンネル換気	6%	→	15%
	トンネル非常用	6%	→	14%

②水門設備

河川用水門設備、ダム用水門設備の管理運転点検、目視点検、年点検における標準点検構成人員、標準点検日数等の改定を実施

③揚排水ポンプ設備

揚排水ポンプ設備の区分及び構成の見直し、標準点検工数、作業区分別工数比率、工数補正等の改定を実施

※改定内容については基準書を確認して下さい。

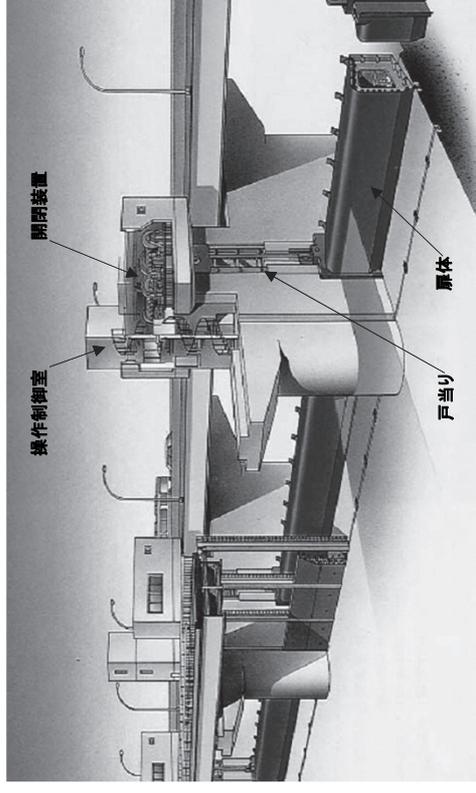


図. 河川用水門設備の例

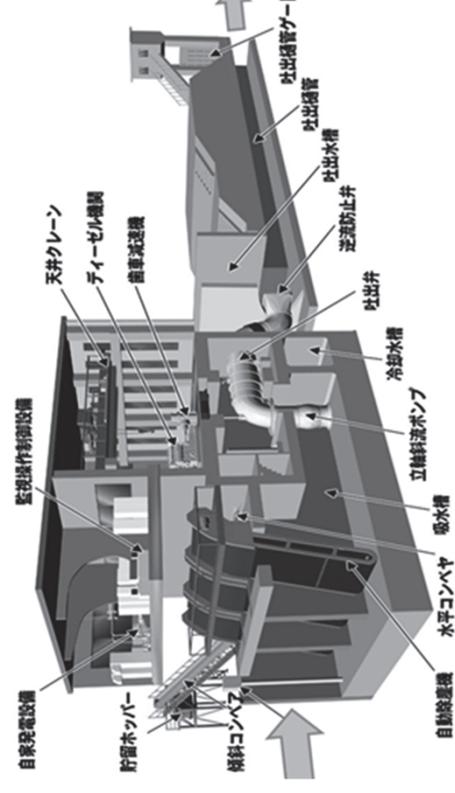


図. 揚排水ポンプ設備の例

【参考】 公共工事設計労務単価について



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)
- (3) 今回の公表から、全職種単価の単純平均の伸び率に加えて、労務費の積算への影響の推移を測るのに適する加重平均 (※都道府県別・職種別の単価を標本数により重み付けした平均) の伸び率も掲載

全職種平均

	全職種加重平均 ^{注1)}		全職種単価の 単純平均の伸び率	全職種単価の 加重平均の伸び率 (A←B)
	新単価 (A)	旧単価 (B)		
全 国	19,392円	18,632円	+3.3%	+4.1%
被災三県 ^{注2)}	21,105円	20,384円	+3.6%	+3.5%

注1) 加重平均は、平成25年度標本数をもとにラスパイレス方式で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

⇒全国全職種平均値の公表を開始した平成9年度以降で最高値

参考：近年の公共工事設計労務単価の平均伸び率の推移

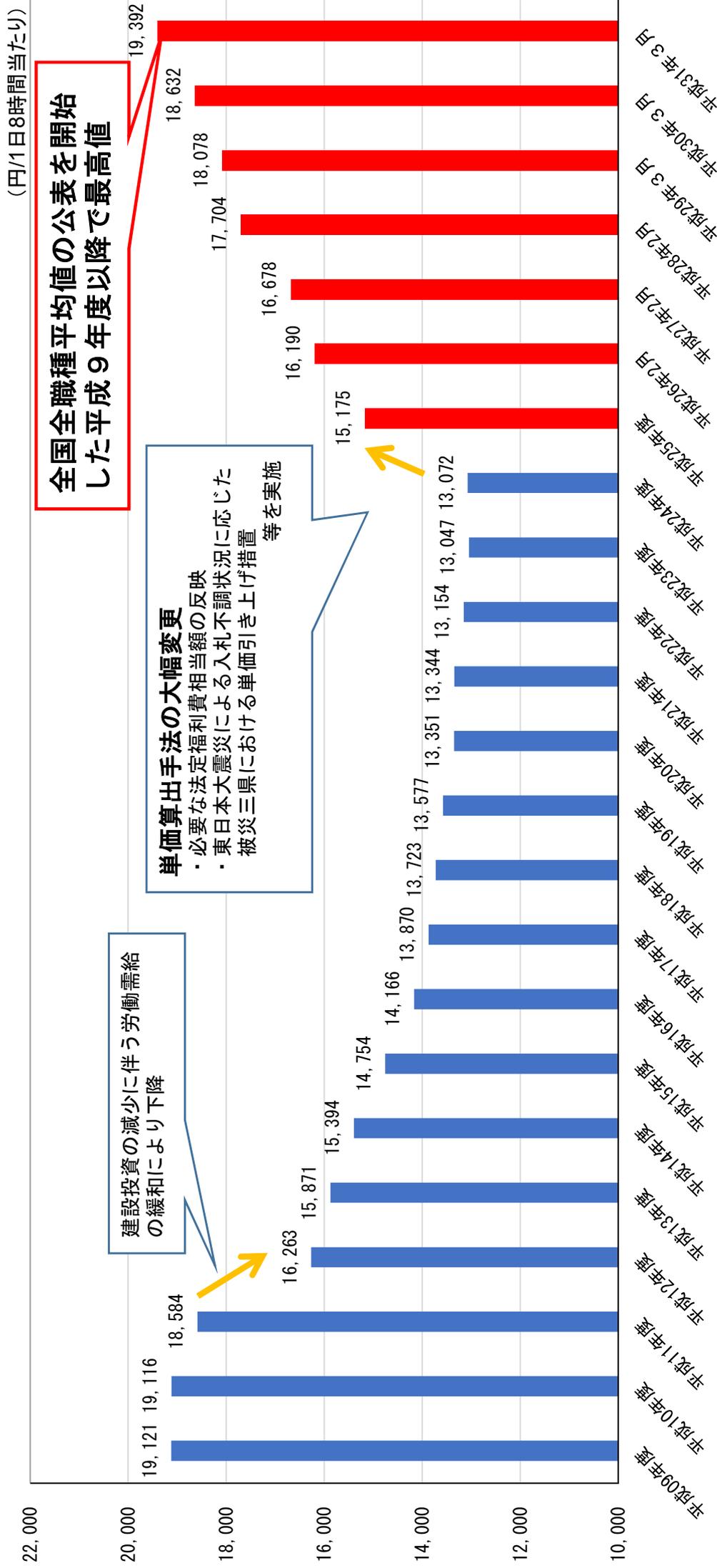
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H24比
全 国： 単純平均	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	+48.0%
加重平均	+16.1%	→ +6.7%	→ +3.0%	→ +6.1%	→ +2.1%	→ +3.1%	→ +4.1%	+48.3%
被災三県： 単純平均	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	+64.0%
加重平均	+25.5%	→ +7.1%	→ +3.1%	→ +6.8%	→ +1.8%	→ +2.9%	→ +3.5%	+60.4%



平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

○7年連続で引き上げにより、全国全職種平均値の公表を開始した平成9年度以降で最高値

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移



注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレソ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。37

平成31年 2月25日

●鋼橋製作工労務単価

鋼橋製作における工数単価(直接労務費)が以下のとおり改訂されるのでお知らせします。

新工数単価(直接労務費)は、平成31年3月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事に適用します。

新工数単価(直接労務費) **27,100円**

(参考)旧工数単価(直接労務費) 26,900円

平成31年度 土木工事共通仕様書の改定



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

【土木工事共通仕様書】

工事請負契約書と設計図書の内容について、

- ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
- ・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの

【施工管理基準】

○出来形管理基準

工事の施工管理を規定した「土木工事施工管理基準及び規格値」の中で「工事目的物の出来形確保のための、測定項目、規格値、測定基準、測定箇所をまとめたもの」

○品質管理基準

工事の施工管理を規定した「土木工事施工管理基準及び規格値」の中で「工事に使用する材料及び施工時等の試験項目、試験方法、規格値、試験基準等の品質管理のための基本事項をまとめたもの」

【主な改定内容】

1. ICT土工（軟岩・床掘）、ICT法面工（吹付工）、ICT付帯構造物設置工、ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）等の導入
平成31年度から、ICT土工及びICT法面工等において、ICT技術の全面的な活用を推進するため、3次元データによる面的な出来形管理基準を規定。
2. その他
土木工事共通仕様書等について、基準類の改定を行うとともに、書類の簡素化等に関する現場の意見を踏まえて、記載事項を見直し。

【改定例1】土木工事共通仕様書

■働き方改革・生産性向上の取組み

業務書類の簡素化(工事写真の小黒板情報電子化)のため、各地整での試行を踏まえ対応

条文変更前

1-1-1-2-27 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。



条文変更後

1-1-1-2-27 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(平成29年1月30日付け国技建管第10号)に基づき実施しなければならない。

【改定例2】土木工事共通仕様書

■共通仕様書に引用されている技術基準等との整合基準類の新規策定を踏まえ、適用すべき諸基準に追記

条文変更前

1-3-2 適用すべき諸基準

1. 適用規定



条文変更後(新規追加)

1-3-2 適用すべき諸基準

1. 適用規定

流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)

機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン(平成30年6月)

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン(平成30年6月)

道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成31年1月)

■「工事工程の共有について」通知に伴う記載事項を追加

【改定理由】「工事工程の共有」は、週休2日の推進に向けた適切な工期設定の運用として、周知しているが、全ての工事を対象に取り組むものであることから、条文を追加する。

条文追加前

条文追加案

1-1-1-8 工事着手

※記載なし

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
2	工事工程の共有	追加	<p>受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。</p> <p>施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</p> <p>①受注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>

※「週休2日の推進に向けた適切な工期設定の運用について」(平成29年3月31日付け 国中整技管第288号)に記載されている工事工程の共有について追加する。

■「高温多湿な作業環境下での必要な措置について」通知に伴う記載を追加

【改定理由】「工事現場の安全対策」として、熱中症対策としての留意事項を追加する。

条文追加前

条文追加案

1-1-1-26 工事中の安全確保

※記載なし

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
19	高温多湿な作業環境下での必要な措置	追加	<p>「土木工事安全施工技術指針(平成29年3月)」に則り、適切に対処すること。</p> <p>(1)作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT(暑さ指数)の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。</p> <p>(2)作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及びび透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。</p> <p>(3)高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。</p>

※「工事現場等の安全対策について」(平成30年7月30日付け国官技第142号)に記載されている留意事項を追加する。

■ 銘板への工事関係技術者の表示を追加

【改定理由】 工事関係技術者のやりがいにつながる取り組みとして、全国的に拡大している銘板の表示について条文の追加を行う。

条文変更前

条文変更案

3-2-3-25 銘板工

※記載なし

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
		追加	<p>銘板への工事関係技術者の表示については、以下のとおりとする。</p> <p>1. 対象構造物 擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シエツド、大規模法面、(揚)排水機場</p> <p>2. 表示技術者 [設計]会社名、設計責任者氏名 [施工]元請会社：会社名、監理(主任)技術者氏名、現場代理人氏名、担当技術者氏名 下請会社：会社名、専任の主任技術者氏名 ※現場代理人、担当技術者及び専任の主任技術者については、施工会社の希望により、本人の了解が得られた技術者のみ記載する。</p>

※平成30年6月29日事務連絡「銘板への工事関係技術者の表示について(試行)」により、記載を追加する。

■ 道路除草工 安全対策の実施について記載事項を追加

【改定理由】平成29年11月8日付け事務連絡「道路除草工における安全対策について（注意喚起）」により、条文の追加を行う。

条文変更前

条文変更案

10-14-22-2 道路除草工

※記載なし

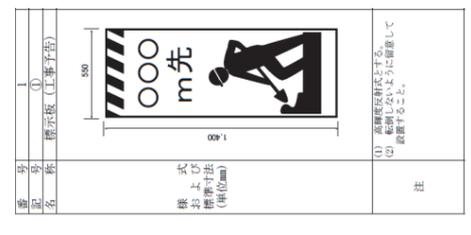
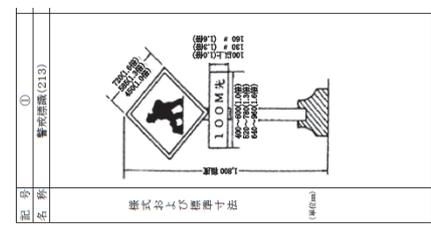
項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
2	飛散防止	追加	受注者は、周辺の作業員の安全を確保するために必要な防護具等による安全対策を実施することとする。

※平成29年11月8日事務連絡「道路除草工における安全対策について（注意喚起）」により、記載を追加する。

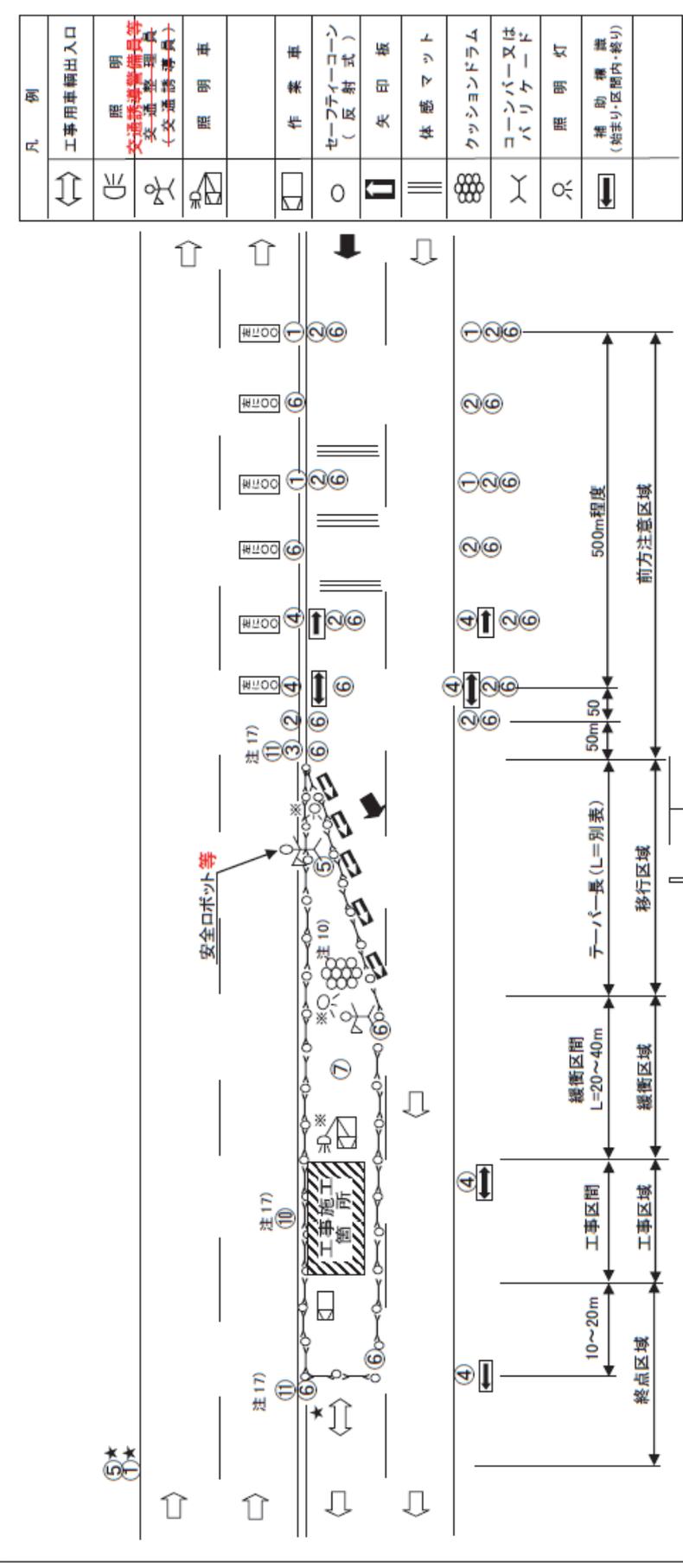
■ 現道工事における保安施設配置図(案)の標記内容について変更

【改定理由】警戒標識のデザインや4車線以上の規制図における「安全ロボット」に限定した標記が実状と相違しているケースが見られることから、保安施設配置図(案)の一部を変更する。

代表例



4車線以上一固定一車線変更 終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または日々交通解放を行わない工事):防災工事等 別図6



- 凡 例
- | | |
|--|--------------------------------|
| | 工事用車輛出入口 |
| | 照明 |
| | 交通安全誘導員等
交通安全整理員
交通安全誘導員 |
| | 照明車 |
| | 作業車 |
| | セーフティコーン
(反射式) |
| | 矢印板 |
| | 体感マット |
| | クッションドラム |
| | コーンパー又は
バリケード |
| | 照明灯 |
| | 補助標識
(組み立て区間内・終り) |
- 注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
注2) 移行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。
注4) なお、標識車の場合は車輛制限の3.8m以下とする。
注5) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
注6) また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
注7) 交通安全整理員(交通安全誘導員)の安全を考慮するともに、交通安全整理員(交通安全誘導員)には他の作業はさせない。安全ロボット等とは、交通安全誘導員(補助者含む)とすることができる。
注8) 夜間は、交通安全整理員(交通安全誘導員)(安全ロボット)を視認しやすいように照明を設置する。
注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
注10) クッションドラムは、10個程度を1組として配置する。
注11) (日々交通開放する場合は、標識車とする。)
注12) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
注13) ※印は中央分離帯のない場合のみ。
注14) ★印は保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
注15) 作業中においては、工事用車両出入口部のコーンパー・バリケードを省略しても良い。
注16) 工事箇所がトンネル内の場合、トンネル区間内は、トンネル区間内を省くこと。夜間作業と同様の措置を講ずること。
注17) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。